

# 那珂市学童保育所 緊急及び一時保育のご案内

## ◎緊急及び一時学童保育とは

通常は放課後、児童の帰宅時に保護者等が家庭に在宅しているものの、**一時的に不在**となり、児童が適切な保護を受けられない場合に保育を行い、放課後における児童の安全の確保および健全育成を図るものです。

## ◎利用対象児童

市内に住所を有し、対象地区内の小学校に通学する児童。

## ◎保育時間等について

平日	授業終了後から午後6時まで
学校の休業日	午前7時30分から午後6時まで
延長保育	午後6時から午後7時まで
土曜日・日曜日・祝日	休 み
お盆（8月13日～15日）	
年末年始（12月29日～1月3日）	

## ◎保育料等について

緊急及び一時学童保育料	日額	500円	ご利用日の翌月に口座振替			
延長保育料	1回	200円				
保険料（どちらか選択）	日額	100円	申込み初回にこども課窓口へ納付			
	年間	800円				
*口座振替にご利用いただける金融機関						
筑波銀行	常陽銀行	水戸信用金庫	茨城県信用組合	常陸農業協同組合	中央労働金庫	ゆうちょ銀行

## ◎利用手続きについて

1. 利用申し込み（本年度初回時）				
受付場所	受付締切	提出する書類	保険について（どちらか選択してください）	
こども課 窓口	原則 利用日の 1週間前	・利用申込書 ・口座振替依頼書	年間加入 (800円/年)	申込み時に窓口で徴収します。
			日額 (100円/日)	翌月に保育料と併せて口座から引落します。
<b>※学童保育所の行事等の都合により受け入れできない日もあります。</b>				
2. 利用当日				
平日		学校の休業日		
◆放課後に学童保育を利用することを担任に連絡してください。 ◆授業終了後は直接学童保育所へ行ってください。 ◆18時までにお迎えをお願いします。 (18時以降になる場合は学童へ連絡してください)		◆7時30分以降に学童保育所へ登所してください。(児童単独での登所は不可) ◆18時までにお迎えをお願いします。(18時以降になる場合は学童へ連絡してください)		◆昼食・水筒・勉強道具を持たせてください。
3. 利用後				
◆利用の翌月上旬に保育料の決定金額を郵送で通知します。同月25日(土・日曜・祝日の場合は翌営業日)に口座振替を行います。 ○次回の申込みからは、利用申込書のみ提出してください。 (利用月毎に申込書を提出してください)				

\* 裏面もお読みください

# 那珂市学童保育所 緊急及び一時保育のご案内

## ◎学童保育所の所在地・電話番号

施設名	住所	電話番号	対象学区
横堀学童保育所	那珂市横堀 1502 番地 1〔小学校敷地内〕	029-298-2281	横堀小学校区
額田学童保育所	那珂市額田北郷 311 番地〔小学校敷地内〕	029-298-7235	額田小学校区
菅谷学童保育所	那珂市菅谷 2378 番地 1〔小学校敷地内〕	029-298-9100	菅谷小学校区
菅谷東学童保育所	那珂市菅谷 891 番地 1〔小学校敷地内〕	029-295-6138	菅谷東小学校区
菅谷西学童保育所	那珂市菅谷 4542 番地 1〔小学校敷地内〕	029-295-0747	菅谷西小学校区
五台学童保育所	那珂市東木倉 960 番地 1〔小学校敷地内〕	029-353-0521	五台小学校区
芳野学童保育所	那珂市飯田 4003 番地 3〔小学校隣接地〕	029-298-9525	芳野小学校区
木崎学童保育所	那珂市門部 2769 番地 1〔旧木崎幼稚園〕	029-295-0226	木崎小学校区
瓜連学童保育所	那珂市古徳 371 番地〔総合センターらぼーる〕	029-296-3933	瓜連小学校区

## ◎その他

提出用紙について	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用申込書は那珂市ホームページからダウンロードが可能です。</li><li>・口座振替依頼書は複写式のため、ダウンロードができませんので、申込みの時は、通帳など口座番号がわかるものと、口座の届印をお持ちのうえ、こども課窓口でご記入ください。</li></ul>
申し込んだ日をキャンセルしたいとき	前日まで…こども課または学童保育所へ 当日…午前中にこども課へ 必ずご連絡ください。
利用する日を追加したいとき、または変更したいとき	前日までに、こども課へ申し出てください。(電話可) (学童保育所に直接申し出はできません)
年間の保険加入について	<ul style="list-style-type: none"><li>・年間の保険加入の有効期間は、利用日から平成 30 年 3 月 31 日までです。</li><li>・年間保険に加入し、その後利用をキャンセルした場合でも保険料はお返しできません。予めご了承ください。</li></ul>
保育料の免除について	ひとり親家庭、障害者手帳を交付されているかたが同居の世帯で、規程の条件に該当する場合の保育料・延長保育料は免除となりますので免除申請書を提出してください。(保険料、おやつ代等は免除の対象ではありません) 詳しくは、こども課へお問い合わせください。
学童内行事等について	学童保育所で行う 遠足、社会科見学など、事前準備が必要な行事の日は、緊急一時の利用の児童をお預かりできないことがあります。 あらかじめご了承ください。

## ◎問い合わせ・申し込み先

那珂市役所こども課子育て支援グループ

電 話 029 (298) 1111 (内線 252・253)

ホームページアドレス <http://www.city.naka.ibaraki.jp/>

〔 トップページ > 「くらし」 > 「福祉」 > 「児童福祉」 > 「緊急一時学童のご案内」 〕

\* 裏面もお読みください